(証券コード 2729) 2021年5月31日

株主各位

東京都港区港南一丁目 2 番70号株式会社**JALUX**代表取締役社長篠原昌司

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様におかれましては、可能な限り同封の議決権行使書のご返送又はインターネット等により事前に議決権を行使いただき、<u>当日のご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。</u>株主総会の模様につきましては、インターネット配信によりご視聴いただけます。議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ後述の案内に従って、2021年6月15日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださるようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. **日 時** 2021年6月16日(水曜日)午前10時(受付開始予定午前9時30分)

品川シーズンテラス アネックス棟3階 シーズンテラスホール

(昨年と会場が異なります。末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第60期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第60期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

以上

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ(www.jalux.com)に掲載させていただきます。次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ(www.jalux.com/ir/shareholder.html)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。①連結計算書類の連結注記表②計算書類の個別注記表

第60回定時株主総会における新型コロナウイルス対応についてのご案内

当社第60回定時株主総会を開催するにあたり、未だ新型コロナウイルス「COVID-19」の感染症拡大の最中にあり、5月12日から東京都に対する「緊急事態宣言」が延長されたことを受けまして、感染予防及び拡大防止の措置として以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. ご来場をご予定の株主様へのお願い

- ・感染リスクを避けるため、当社株主総会のご来場はお控えくださいますようお願い申 し上げます。書面または、インターネットによる事前の議決権行使を強くご推奨申し 上げます。
- ・ご来場を予定される株主の皆様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いた だき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
- ・当日の感染状況や健康状態にご留意いただき、体温37.5度以上の方や基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方、妊娠されている可能性のある方、体調が優れない方はご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

2. ご来場時における株主様へのご協力のお願い

- ・ご来場にあたっては、会場の衛生環境の維持、他の株主様への配慮に鑑み、マスク未 着用でのご入場はご遠慮いただきます。また、アルコール消毒液の使用にご協力をお 願い申し上げます。
- ・スタッフによる検温をさせていただき発熱があると認められる方はご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場内は間隔を空けて席を配置するため、座席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。

3. 総会議事運営に関してご了承いただきたいこと

- ・お土産につきまして、廃止とさせていただきました。
- ・当社役員、運営スタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ・出席役員は限らせていただきます。
- ・株主総会での資料につきましては、総会終了後に当社ホームページにて開示いたします。

その他、本株主総会に関して感染予防のための措置を講じる場合がございます。詳細は、当社ホームページ(www.jalux.com)にてお知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解をいただき ますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワード を入力することなく、議決権行使サイトにログインす ることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



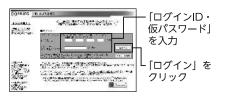
QRコードを用いたログ インは 1 回に限り可能 です。

再行使する場合、もしくは QRコードを用いずに議決 権を行使する場合は、右 の「ログインID・仮パスワー ドを入力する方法」をご確 認ください。

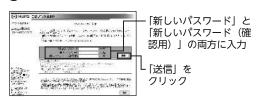
ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時~午後9時)

株主総会インターネット視聴の方法

1. 配信日時

2021年6月16日 (水曜日) 午前10時から株主総会終了まで

※株主総会終了後のご視聴はできません。

※やむを得ない事情により配信を実施できなくなる場合がございます。

2. 視聴ページへのログイン

 $(QR \supset - F)$

(1) 視聴URLを入力いただくか、スマートフォン等で「QRコード」を読み取ってください。 (視聴URL): https://2729.v-virtual-mtg.jp

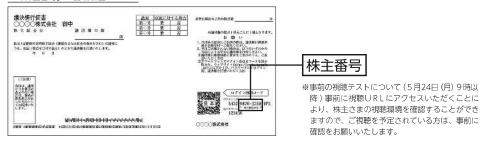


(2) 株主さま認証画面(ログイン画面)で、「株主ID|と「パスワード」を入力してください。

株主ID	議決権行使書用紙に記載の「 <u>株主番号</u> 」(ハイフン除く8桁)
パスワード	ご登録住所の「 郵便番号 」(ハイフン除く7桁)

(ご注意)「株主番号」は議決権行使書用紙の「お願い」に記載しておりますので、株主総会当日まで大切に保管ください。

※「株主番号」の記載位置について



[インターネット視聴に係るご留意事項]

- ・インターネットによりご視聴いただいた場合は、株主総会への「出席」とは取り扱いません。
- ・<u>インターネット視聴では、ご質問、議決権行使、動議を行うことはできません。</u> 議決権行使は、書面(郵送)またはインターネットにより招集ご通知に記載の行使期限までにお願いいたします。
- ・ご使用の機器やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらか じめご了承ください。
- ・ご視聴に係る通信料金等は、株主さまのご負担となります。
- ・当日の会場撮影は、株主さまのプライバシーに配慮し、議長席および役員席付近のみとしますが、やむを得ず ご出席の株主さまが映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以上

■コールセンター開設期間とお問い合わせ先電話番号のご案内

【ID/パスワードに関するお問い合わせ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 2021年6月16日(株主総会当日) 午前9:00〜株主総会終了まで

Tel: 0120-191-060

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により、2020年4月に全国を対象に緊急事態宣言が発出され、経済活動や国民生活に甚大な影響が及びました。5月に宣言が解除された以降は、緩やかに景気持ち直しの動きが見られましたが、11月以降、感染症再拡大が深刻化し、2021年1月に11都道府県を対象とした2度目の緊急事態宣言が発出され、内需の回復ペースは鈍化しました。また現在、新たに新型コロナウイルス変異株の脅威が生じ、事態の終息が見えない先行き不透明な状況が続いています。

当社グループを取り巻く環境は次のとおりです。航空市場では、国内線は1度目の緊急事態宣言解除後、航空旅客需要に回復基調が見られましたが、感染症再拡大に伴い回復は鈍化しました。国際線は依然厳格な出入国制限が続き、インバウンド需要は消失したままとなりました。また、外食業への営業制限や人々の外出自粛などにより外食需要は低迷した状態が続きました。一方で、消費者の在宅での購買意欲の高まりを背景に、各種小売店や通信販売を通じた購買活動は比較的旺盛な傾向となりました。

このような事業環境の中、当社グループでは、空港店舗事業、免税店舗事業、免税店舗向け卸販売のほか、空港をはじめとする交通系リテール向け土産菓子や弁当類の卸販売、ホテル・レストラン・飲食店向けの水産物・農産物・ワインの卸販売、航空機エンジン部品販売、海外空港運営事業など、多岐にわたる事業に影響が及びました。

その結果、当社グループにおける当連結会計年度の経営成績は以下のとおりとなりました。

売上高は、空港店舗・免税店舗の販売及び免税店舗向け卸販売の減少、土産菓子や弁当類の卸販売の減少、水産物・農産物・ワインの卸販売の減少、航空機エンジン部品販売の減少などにより、前年同期に比べ64,341百万円減の80,346百万円(前年同期比55.5%)となりました。

売上総利益は、売上高が減少した結果、前年同期に比べ13,322百万円減の12,518百万円 (同48.4%)となりました。

営業利益(△は損失)は、売上総利益が減少した一方、歩合家賃や人件費など販売費及び一般管理費も減少した結果、△2,915百万円(前年同期は営業利益3,969百万円)となりました。

経常利益(△は損失)は、営業外収益として投資有価証券の受取配当金が増加したほか、 連結子会社における助成金収入を計上、一方で、営業外費用として持分法による投資損失を 計上した結果、△2.426百万円(前年同期は経常利益4.738百万円)となりました。

なお、各空港店舗の臨時休業期間中に発生した固定費(人件費・賃借料・減価償却費) 726百万円を店舗臨時休業による損失として特別損失に計上しました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益(△は損失)は、△2,366百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益3,081百万円)となりました。

なお、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な事項と認識し、安定的に配当を実施することを基本方針としています。しかしながら、2021年3月期は期初より、新型コロナウイルス感染症の拡大が当社グループの事業環境に甚大な影響を及ぼしたことから、既存事業における利益構造の改善や様々なコスト削減に取組むと同時に、非航空・空港ビジネス領域での収益力強化への取組みを加速させてまいりましたが、航空旅客需要の激減によりリテール事業の収益が大幅に減少したほか、世界的に航空機需要の減退が続いたことから、航空機エンジン部品販売が大幅に減少したことに加え、たな卸資産等の評価損を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益(△は損失)は△2,366百万円となりました。さらに現在も、新たに新型コロナウイルス変異株の脅威が生じるなど、事態の終息は未だ見通せない状況にあることから、当社は手元流動性の確保と健全な財務体質を維持することが最優先であると判断し、誠に遺憾ながら、2021年3月期の期末配当を「無配」といたしました。株主の皆様には深くお詫び申し上げますとともに、早期に復配できるよう努めてまいりますので、何卒ご理解賜りたく、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

(2) セグメント別概況

セグメント別の概況につきましては以下のとおりです。なお、当社グループ企業の決算期 について、国内連結子会社は3月期、海外連結子会社は12月期です。

航空・空港事業

当セグメントでは、航空機や航空機部品などの販売、空港用特殊車両や整備機材などの販売、航空機エンジンリース事業、海外空港の運営事業などを行っています。

世界の航空市場について、各国の国内線は緊急事態宣言やロックダウンなどの解除後、緩やかながら回復傾向となりましたが、再び感染が拡大しはじめたことに加え、新たに新型コロナウイルス変異株の脅威が拡がり、回復は鈍化傾向となりました。また、各国の国際線は依然として回復に向けた動きが見えず、極めて厳しい状況で推移しました。

こうした中、主力事業である重工業メーカー向けの航空機エンジン部品販売では、整備分野は一部で需要の落ち込みが下げ止まり徐々に回復の兆しが見られましたが、製造分野は減産計画により大幅に販売が減少しました。また、通期にわたる航空機胴体部品の需要低迷に加え、回復の見通しも不透明であることから、JALUX AMERICAS, Inc.にて保有する部品の評価減などを行いました。

海外空港運営事業では、ラオスのビエンチャン・ワッタイ国際空港とミャンマーのマンダレー国際空港ともに、期初から続く運航便数の減少が影響し、これらの持分法による投資損失を計上しました。

以上の結果、当セグメントにおける売上高は28,640百万円(前年同期比58.7%)、営業利益は205百万円(同14.2%)、経常利益(\triangle は損失)は \triangle 618百万円(前年同期は経常利益 1.437百万円)となりました。

ライフサービス事業

当セグメントでは、不動産事業での開発、販売、仲介、賃貸、施設管理、工事、高齢者向け住宅・介護施設運営事業、保険事業での損害・生命保険の保険代理店業、機械・資材事業での印刷・用紙・包材の販売、特殊車両販売、道路関連資機材の販売などを行っています。

不動産事業では、航空旅客需要の減退に伴い、空港周辺での施設管理受託業務の縮小や企業寮のサブリース解約が続きましたが、第4四半期での開発コンサルタントや賃貸仲介案件により、通期としては概ね堅調に推移しました。

保険事業では、海外旅行保険の販売が減少した一方、団体保険とBPO*が増加し、通期としては概ね堅調に推移しました。

機械・資材事業では、国内の感染症対策品の需要拡大に応じてマスクや手袋などの衛生用品の輸入調達を行うなど、顧客需要にあわせた商材提供により、通期において好調に推移しました。

なお、第1四半期に投資有価証券の受取配当金を計上しています。

以上の結果、当セグメントにおける売上高は13,979百万円(前年同期比106.8%)、営業利益は1,307百万円(同101.9%)、経常利益は902百万円(同118.9%)となりました。 *BPO=Business Process Outsourcing:個人向け保険業務の一環である顧客サービス業務(契約手続きやコールセンター業務など)の一部を受託する事業

リテール事業

当セグメントでは、空港店舗事業、免税店舗事業、免税店舗向け卸販売、通信販売事業、 贈答用食品販売などを行っています。

空港店舗事業「BLUE SKY」では、国内の1度目の緊急事態宣言解除後、国内線の緩やかな回復基調に加え、政府主導の経済政策により、回復の兆しが見られましたが、感染症再拡大の深刻化及び2021年1月からの2度目の緊急事態宣言により回復は限定的なものに留まりました。なお、成田空港の全10店舗は、国際線の大幅な減便に伴い、臨時休業を継続しました。

免税店舗事業「JAL DUTYFREE」では、成田・羽田空港における国際線の大幅な減便に伴い、上期は概ね全店休業となり、下期も成田空港の一部店舗で営業時間を短縮した限定的な営業に留まりました。

免税店舗向け卸販売では、全国各地の空港における国際線の大幅な減便に伴い、取引先である免税店舗の大多数は臨時休業が続きました。

通信販売事業では、消費者の在宅での購買意欲の高まりを受け、ECサイト「JALショッピング」を中心にグルメ商材や美容・健康関連商品などが伸張したほか、革小物などの雑貨類を取扱う(株)JALUX STYLEにて通販向け卸販売が好調に推移しました。

贈答用食品販売では、お中元やお歳暮などのギフト需要に加え、消費者の在宅での購買意欲の高まりによるインターネット注文の増加により、百貨店向け卸販売が好調に推移しました。

また、「JALふるさと納税」を立ち上げ、持続的な地域経済の発展に直結するビジネスとして、2020年11月よりサービスを開始しました。

なお、各空港店舗の臨時休業期間に対する助成金を受給しました。また、同期間中に発生 した固定費(人件費・賃借料・減価償却費)を店舗臨時休業による損失として特別損失に計 上しています。

以上の結果、当セグメントにおける売上高は20,296百万円(前年同期比35.2%)、営業利益(△は損失)は△2,554百万円(前年同期は営業利益2,308百万円)、経常利益(△は損失)は△2,289百万円(前年同期は経常利益1,900百万円)となりました。

フーズ・ビバレッジ事業

当セグメントでは、水産物、農産物、ワイン、加工食品の卸販売、食品製造事業などを行っています。

水産物の卸販売では、期初より外食需要の減退が続いたことから、飲食店向けの生食用加工品など水産加工品の卸販売が減少しました。また、タイのバンコク「トンロー日本市場」は、同国における非常事態宣言継続などの影響により、鮮魚の輸入・販売が減少しました。

農産物の卸販売では、主力であるパプリカは各種小売店向けの卸販売が順調に推移しました。また、オクラやトマトは航空輸送費高騰の影響により輸入が減少しました。

ワインの卸販売では、期初より続く外食需要の減退により、ホテル・レストラン・飲食店 向け国内卸販売が低調に推移しました。一方、各種小売店向け卸販売やインターネット販売 など新たな顧客創出による売上増加がありました。

加工食品の卸販売及び食品製造事業では、人々の移動が制限されたことから、空港店舗をはじめ駅構内店舗や高速道路サービスエリアなどの交通系リテール向け土産菓子や弁当類の卸販売が減少しました。一方、各種小売店向け卸販売など新たな顧客創出による売上増加がありました。

以上の結果、当セグメントにおける売上高は17,857百万円(前年同期比67.2%)、営業利益(△は損失)は△125百万円(前年同期は営業利益846百万円)、経常利益(△は損失)は△533百万円(前年同期は経常利益347百万円)となりました。

(セグメント別売上高)

事業別区分			期 月 1 日 月31日	第 自2020 至2021			前連結会	計年度比
	売	上	高	売	上	高	増減額	増減率
			百万円			百万円	百万円	%
航空・空港事業		4	8,819		28	3,640	△20,179	△41.3
ライフサービス事業		1	3,095		13	3,979	884	6.8
リテール事業		5	7,625		20	0,296	△37,328	△64.8
フーズ・ビバレッジ事業		2	6,574		17	7,857	△8,716	△32.8

各業績数値は、グループ内セグメント間売上高及び振替高調整前の金額です。

(セグメント別営業損益)

	(- > >		
事業別区分	第 59 期 第 60 期 自2019年4月1日 自2020年4月1日 至2020年3月31日 至2021年3月31日	前連結会	計年度比
	営業損益 営業損益	増減額	増減率
	百万円 百万円	百万円	%
航空・空港事業	1,449 205	△1,244	$\triangle 85.8$
ライフサービス事業	1,283 1,307	24	1.9
リテール事業	2,308 \ \(\triangle 2,554 \)	△4,862	_
フーズ・ビバレッジ事業	846 △125	△971	_

各業績数値は、グループ内セグメント間売上高及び振替高、配賦不能営業費用(管理部門の費用等)調整前の金額です。

(セグメント別経常損益)

事業別区分	第 59 期 自2019年4月1日 至2020年3月31日	第 60 期 自2020年4月1日 至2021年3月31日	前連結会計年度比
	経 常 損 益	経 常 損 益	増減額 増減率
	百万円	百万円	百万円 %
航空・空港事業	1,437	△618	△2,055 –
ライフサービス事業	759	902	143 18.9
リテール事業	1,900	△2,289	△4,190 -
フーズ・ビバレッジ事業	347	△533	△881 –

各業績数値は、グループ内セグメント間売上高及び振替高、配賦不能営業費用(管理部門の費用等)、配賦不能営業外収益及び営業外費用調整前の金額です。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、645百万円であります。 主なものとして、リテール事業において空港店舗出店等に213百万円の設備投資を実施しました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び借入金により賄いました。

(5) 財産及び損益の状況

Þ	分		第 57 期 (2018年3月期)	第 58 期 (2019年3月期)	第 59 期 (2020年3月期)	第 60 期 (2021年3月期)
売		禹(百万円)	153,404	185,726	144,688	80,346
経常利益又は約	圣常損失 (△)	(百万円)	5,166	5,094	4,738	△2,426
親 会 社 株 主 当期純利益又は当	に帰属する が期純損失(△)	(百万円)	2,693	2,962	3,081	△2,366
1 株当たり 又は当期糾	当期純利益		213.02	234.34	243.69	△187.16
純		筐(百万円)	23,634	26,051	28,046	24,685
総	ž Ē	奎(百万円)	49,013	56,887	60,844	52,276

⁽注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均株式数(自己株式数を控除した株式数)に基づき算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

(6) 里安な丁云社の仏院			
会 社 名	資 本 金	議決権 比 率	主要な事業内容
		%	
JALUX AMERICAS, Inc. (在米国)	5,000千米ドル	100.0	貿易業
JALUX ASIA Ltd. (在タイ国)	24,000千バーツ	85.0	貿易業
株式会社JAL-DFS (在日本国)	300,000千円	60.0	免税販売店業
株式会社JALUXエアポート (在日本国)	15,000千円	100.0	物品及び飲食品販売業
JALUX SHANGHAI Co., Ltd. (在中国)	1,000千米ドル	100.0	貿易業
JALUX ASIA SERVICE Ltd. (在タイ国)	2,000千バーツ	100.0 [100.0]	店舗運営の受託
JALUX ASIA RECRUITMENT Ltd. (在タイ国)	2,000千バーツ	100.0 [100.0]	人材紹介業
株式会社JALUX保険サービス (在日本国)	80,000千円	100.0	保険代理店業、 ファイナンシャル・コン サルティング業
株式会社JALUXトラスト (在日本国)	139,000千円	100.0	不動産業、賃貸管理業、 介護サービス業
日本エアポートデリカ株式会社 (在日本国)	100,000千円	51.0	食料品製造業
株式会社JALUXフレッシュフーズ (在日本国)	50,000千円	100.0	農産物輸入販売業
JRE DEVELOPMENT Co., Ltd. (在タイ国)	27,780千バーツ	100.0 [100.0]	不動産業
AERO ASSET Co., Ltd. (在タイ国)	830千バーツ	100.0 [100.0]	不動産業

会 社 名	資 本 金	議決権 比 率	主要な事業内容
B SKY Co., Ltd. (在タイ国)	830千バーツ	% 100.0 [100.0]	不動産業
EEZ CONTINENTAL Co., Ltd. (在タイ国)	830千バーツ	100.0 [100.0]	不動産業
株式会社JALUX STYLE (在日本国)	20,000千円	100.0	雑貨類企画開発及び輸入 販売業、通信販売業
JALUX SINGAPORE PTE. LTD. (在シンガポール国)	5,069千米ドル	100.0	航空機関連アセットマネ ジメント業
J VALUE CO., LTD. (在タイ国)	44,440千バーツ	62.5 [51.0]	食品販売業
JALUX AMZ DUTY FREE CO., LTD. (在ラオス国)	13,097百万キップ	66.0 [15.0]	免税販売店業
JALUX CANADA, INC. (在カナダ国)	330千米ドル	100.0 [100.0]	菓子販売店業

⁽注) 1. 連結子会社のすべてを重要な子会社として記載しております。

^{2.} 議決権比率の[]内は間接所有割合で内数です。

(7) 対処すべき課題

当社グループは「幸せづくりのパートナー」という企業理念の下、航空・空港ビジネス領域を中心に事業を展開しておりますが、いわゆる「コロナ危機」の長期化により、2020年度決算は多大な損失を計上することになりました。2021年度においても、その動向は未だ予断を許さず、経営計画に大きな負のインパクトとなり得る脅威と捉えております。そのため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 収益構造改革の加速

当社グループの航空・空港ビジネス領域は人の移動や接触を大きく制限する新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中、多大な影響を受けておりますが、コロナワクチンの量的確保と接種のスピードアップが進み、徐々にではありますがコロナ前の日常が戻ってくるものと認識しております。当社グループは、ポストコロナに向け、イノベーション推進によるさまざまな変革に取り組むと同時に、「コロナ危機」リスクに対する耐性の高い事業領域である"非航空・空港ビジネス"の更なる推進・強化に取り組むことにより、航空・空港ビジネス領域への集中リスクを低減させる事業ポートフォリオを構築することで、当社の収益構造改革を加速させます。具体的な取り組みは、以下のとおりです。

・リテール事業におけるデジタルテクノロジーの導入(航空・空港ビジネス領域)

当社グループが大きな強みを持つ航空・空港ビジネス領域においては、インバウンドの急激な増大、そして、航空機・空港需要の拡大というトレンドを大いに享受して、国内空港物販店、国内・海外免税店、航空機部品、エンジンリース、海外空港運営事業などのビジネスを展開してまいりました。これらの領域は「コロナ危機」の影響を大きく受けておりますが、ポストコロナを視野に入れ、既存の優良ビジネスの復活・再生を行うと同時に、技術イノベーションの積極的な導入とビジネスモデル変革によって、収益性向上と市場シェア拡大の両方を目指します。具体的には、当社グループで展開している空港物販店、国内・海外免税店等のリアル店舗と通販事業「JALショッピング」などのECサイトにおいて、積極的にデジタルテクノロジーを導入し、航空旅客を中心とした当社顧客へ提供する付加価値の最大化を図ります。

・非航空・空港ビジネス領域の更なる推進・強化-地方創生プロジェクト

「コロナ危機」においても、水産物、農産物、ワインなどの輸入販売、輸出販売、国内販売や大手百貨店との良好な関係を基盤とするビジネスなど多岐に亘る食品事業は、不動産投資事業や保険サービス事業と共に比較的堅調に推移しました。当社グループは将来のウイルス感染パンデミックリスクに対する抵抗力を高めるために、当社グループが長年に渡り築き上げてきた経営資源が豊富に存在する食品事業に注力する方針を決定しました。特に、地方創生プロジェクトとして、「食」を通じた持続的な地域経済の発展とサステナビリティに直結するビジネスを地方自治体や有力小売事業者とのパートナーシップ戦略により多角的に取

り組んでおります。昨年11月にはふるさと納税サービス(JALふるさと納税)も開始いたしました。引き続き、当社が信頼関係を築いてきた日本全国の「生産者の顔が見える」食材を大都市圏に供給するとともに、これらの食材を活用した当社独自の食品開発を進めてまいります。

② イノベーション推進

当社グループのビジネスを取り巻く環境変化のスピードがますます加速する中、その変化にタイムリーに対応することでスピード感を持って進化していくという強い意志の下、経営の意思を反映させるステアリングコミッティとしてイノベーション推進委員会を設置いたしました。また、従来の縦割り組織に捉われない全社横断的なイノベーション推進チームも組成し、さまざまなアイデアを駆使して、オペレーション上の工夫といった身近なものから、既存ビジネスの派生・融合領域への展開に向けた新たなバリューチェーン構築や事業投資、フードテックやヘルスケアといったビジネス領域での事業開発やベンチャー投資等へ引き続き挑戦してまいります。(昨年度はフード関連のベンチャー投資ファンドに出資)

③ サステナビリティ推進

当社グループは、地球規模の気候変動問題への取組など持続可能な社会の実現が、企業活動の大前提であることを認識し、サステナビリティ推進を経営戦略や事業戦略に組み込むよう取り組んでまいります。昨年度は役社員、社外専門家などを中心にアンケート、ディスカッションを行い、5つのマテリアリティを特定しました(詳細は後述ご参照)。本年度は特定した5つのマテリアリティ達成に向けた具体的な活動計画を策定するとともに、長期的な目線でサステナビリティの考え方が企業文化レベルにおいても深く浸透されて行くよう取り組んでまいります。

④ 事業継続性の確保

当社グループは、不透明な事業環境が続く中、健全な財務体制を維持すべく、金融機関からの借入やコマーシャルペーパーの発行など、複数の資金調達手段を確保しております。また、大規模な自然災害や事故災害をはじめとする事業活動に多大な影響を及ぼす懸念のある事象に対応するため、既存体制のシステム整備を継続し、定期的にその有効性を評価することで、事業継続性をより確実なものとする仕組みを引き続き強化してまいります。また、当社が事業継続する上で最も重要な人的リソースの確保に向けて、持続的成長に資する人材育成を行っていくとともに、より社員が働きやすい環境を作るために、テレワーク、フリーアドレス、時短勤務などの働き方改革を継続して推進してまいります。

— 14 —

ご参考

JALUXグループのマテリアリティ(サステナビリティ重要課題)

当社グループがサステナビリティ経営を推進するにあたり、多岐にわたる社会課題の中から当社グループとして優先的に取り組むべきテーマ「マテリアリティ」を、2021年3月31日開催の取締役会にて以下のとおり特定しました。今後、それぞれの課題において具体的な活動やKPI(Key Performance Indicator)を定め、PDCAサイクルを実行しながら取組みを進めてまいります。

マテリアリティ

気候変動への対応と 循環型社会の実現

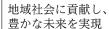








地球規模の共通課題に対応し、航空・空港をはじめJALUXグループが 携わるすべての事業領域において、ステークホルダーと協力しながら サプライチェーン全体を通じた2050年カーボンニュートラル・脱炭素 社会と循環型社会の実現を目指していきます。















JALUXグループが長年培ってきた全国ネットワークを活かし、各地の産品をより多くの消費者に届けることや、国内のさまざまな地域において持続可能な生産体制づくりの支援などを行うことで、地域社会と共に成長していきます。



原料調達から製造・流通・販売というサプライチェーン全体で事業を展開するJALUXグループの強みを活かし、各工程において、食の安全、フードロス、エシカル消費、持続可能な食料供給など、食に関わる社会課題の解決に取り組んでいきます。

人権の尊重、人材育成 とダイバーシティ&イ ンクルージョンの推進



5 ジェンダー平等を 実現しよう









個々の能力を最大限に発揮して新たな価値を生み出せるように、人材 の育成に取り組んでいきます。

すべてのステークホ ルダーの信頼に応え る基盤の構築





経営の透明性を追求し、コンプライアンスの徹底に基づく誠実な姿勢で、安全かつ高品質な商品・サービスの提供に最善を尽くしていきます。

すべての企業活動において人権を尊重します。また、多様な人材が

(8) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

[航空・空港事業]

- ・航空機及び航空機部品の販売
- ・航空機用エンジンのリース
- ・空港関連設備資材・車両の販売
- ・航空機客室用品の企画・販売

[ライフサービス事業]

- · 損害保険代理店、生命保険代理店、保険代理店BPO事業*
- ・不動産の販売・分譲・仲介・賃貸
- ・建物等の施設管理、清掃、保守
- ・介護サービス
- ・環境関連設備資材、特殊車両、生活資材、印刷・用紙資材の販売

[リテール事業]

- ・カタログ及びインターネットによる通信販売
- ・機内販売品の企画・販売及び業務受託
- ・服飾・雑貨、贈答用食品等の企画・販売
- ・空港店舗、空港免税店舗の運営

[フーズ・ビバレッジ事業]

- ・加工食品、酒類の企画・販売及び食料品製造
- ・水産物、農産物及び畜産物等の企画・販売
 - *保険代理店BPO (Business Process Outsourcing) 事業:個人向け保険業務の一環である顧客サービス業務 (契約手続きやコールセンター業務など) の一部を受託する事業

(9) 主要拠点等(2021年3月31日現在)

本社	東京都港区港南1-2-70
西日本支社	大阪府大阪市
株式会社JAL-DFS(子会社)	千葉県成田市
	本店:東京都港区
	北海道エリア支店:北海道千歳市
株式会社JALUXエアポート(子会社)	東日本エリア支店:東京都大田区
	西日本エリア支店:大阪府泉南郡
	九州沖縄エリア支店:福岡県福岡市
株式会社JALUXフレッシュフーズ(子会社)	東京都品川区
株式会社JALUXトラスト(子会社)	東京都大田区
株式会社JALUX保険サービス(子会社)	東京都品川区
日本エアポートデリカ株式会社(子会社)	東京都大田区
株式会社JALUX STYLE (子会社)	東京都大田区
JALUX AMERICAS, Inc. (子会社)	米 国 ロスアンゼルス
JALUX CANADA, INC. (子会社)	カナダ国 バンクーバー
JALUX SHANGHAI Co., Ltd. (子会社)	中 国 上海
JALUX ASIA Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
JALUX ASIA SERVICE Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
JALUX ASIA RECRUITMENT Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
JRE DEVELOPMENT Co., Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
J VALUE CO., LTD. (子会社)	タイ国 バンコク
AERO ASSET Co., Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
B SKY Co., Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
EEZ CONTINENTAL Co., Ltd. (子会社)	タイ国 バンコク
JALUX SINGAPORE PTE. LTD. (子会社)	シンガポール国 シンガポール
JALUX AMZ DUTY FREE CO., LTD. (子会社)	ラオス国 ビエンチャン

⁽注)株式会社JALUXエアポートは、2021年4月1日より支店制度を廃止しておりますが、主要な営業拠点に変更はありません。

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	效 (人)
航空・空港事業	81	[8]
ライフサービス事業	231	[78]
リテール事業	646	[287]
フーズ・ビバレッジ事業	152	[118]
全社 (共通)	137	[1]
合計	1,247	[492]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員(当社グループから外部への出向者は除き、外部からの出向者を含む。)であり、 臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員)は[]内に当連結会計年度の平均人員(年間総労働時間÷1日の所定労働時間により人員数を算出)を外数で記載しております。
 - 2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。
 - 3. フーズ・ビバレッジ事業において、臨時雇用者数が前連結会計年度に比べ319人減少しておりますが、主な理由は、前連結会計年度にTaniyama Siam Co.. Ltd.の全株式を売却したことによるものです。
 - 4. リテール事業において、臨時雇用者数が前連結会計年度に比べ275人減少しておりますが、主な理由は、空港店舗の休業により営業時間を短縮し、年間総労働時間が減少したことによるものです。

(11) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,552百万円
株式会社みずほ銀行	1,636
株式会社三菱 UFJ 銀行	806

- (注) 1. 上記の額には当社連結子会社の借入金を含みます。
 - 2. 当社は株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行とコミットメントライン契約(上限8,000百万円)を締結しています。なお、コミットメントライン契約による借入金残高はありません。
- (12) その他当社グループの現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 12,775,000株

(3) 株主数 18,609名

(4) 大株主 (上位10名)

	株	主	名			持 株 数	持株比率
双	日杉	株 式	会		社	2,810千株	22.21%
日 本	航	空株	式	会	社	2,727	21.55
日本	笠港ビ	ルデン	グ株:	式 会	社	1,022	8.07
あいお	いニッセー	イ同和損害	喜保険	朱式会	社	465	3.67
東京海	上日 動	火災保	険 株	式 会	社	455	3.60
日本マス	タートラス	ト信託銀行権	朱式会社	(信託	口)	178	1.41
空 港	施	設 株	式	会	社	168	1.32
前 田	道	路 株	式	会	社	104	0.82
株式会	灶日本カン	ストディ銀	行(信	託口 5	5)	85	0.67
株式会	社日本カス	ストディ銀	行(信	託口 6	5)	75	0.59

- (注) 1. 当社は、自己株式123,709株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は これを控除して計算しております。
 - 2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、株式会社日本カストディ銀行(信託口5)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口6)の所有株式数は信託業務に係るものです。
 - 3. 2020年9月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、2020年9月23日 現在でカバウター・マネージメント・エルエルシー(Kabouter Management, LLC)が508千株(保有割合3.98%)を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における同社の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主には含めておりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社執行役員等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(2021年3月31日現在)

	おけるは			氏	名		担当及び重要な兼職の状況
	双締役を 執 行 役		篠	原	昌	司	
	取 締		丸	Ш		潔	社長補佐 イノベーション推進管掌
取常務	締 執 行 役	役員	立	石		修	管理本部長 サステナビリティ推進管掌
取	締	役	小	Ш	洋	_	日本空港ビルデング株式会社 顧問 Air BIC株式会社 代表取締役社長 株式会社日本空港ロジテム 社外取締役
取	締	役	太	田		茂	りんかい日産建設株式会社 社外取締役
取	締	役	斎	藤	祐	_	日本航空株式会社 執行役員 株式会社JALエービーシー 社外取締役
取	締	役	村	井	宏	人	双日株式会社 執行役員 双日食料株式会社 社外取締役 Saigon Paper Corporation A MEMBER OF THE BOARD OF MANAGEMENT/CHAIRMAN
監	査	役	葛	野	大	介	ロイヤルホールディングス株式会社 社外取締役 常勤監査役
監	查	役	後	藤	浩	之	東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員 三菱鉱石輸送株式会社 社外取締役 東京国際空港ターミナル株式会社 社外監査役
監	査	役	鈴	木	省	_	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 執行役員

- (注) 1. 取締役小川 洋一氏、太田 茂氏、斎藤 祐二氏及び村井 宏人氏の4氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役後藤 浩之氏及び鈴木 省一氏の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役太田 茂氏、監査役後藤 浩之氏及び鈴木 省一氏の3氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づく独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

後藤 浩之氏は、東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員であり、当社は同社との間で損害保険代理店として取引関係がありますが、同社との取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

4. 取締役山口 修氏及び横山 直樹氏の両氏は、2020年6月16日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。また、監査役木下 宏氏は、同株主総会終結の時をもって退任いたしました。

- 5. 取締役斎藤 祐二氏は、2021年4月1日をもって日本航空株式会社 常務執行役員に就任し、2021年6月29日をもって空港施設株式会社及び東京空港冷暖房株式会社の社外取締役に就任する予定です。また、2021年6月25日をもって株式会社JALエービーシー 社外取締役を退任予定です。
- 6. 取締役村井 宏人氏は、2021年3月31日をもってロイヤルホールディングス株式会社 社外取締役に就任 し、2021年4月28日をもってSaigon Paper Corporation A MEMBER OF THE BOARD OF MANAGEMENT/CHAIRMANを退任いたしました。
- 7. 監査役後藤 浩之氏は、2021年3月31日をもって三菱鉱石輸送株式会社 社外取締役を退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

(4) コチネースに (の の の の の の の の の の の の の の の の の の										
加昌区 厶			報酬等の種類	頁別の総額						
役員区分	文紹入奴 	報酬等の総額	固定報酬	業績連動報酬						
取締役	9名	93百万円	93百万円	_						
うち社外取締役	5名	22百万円	22百万円	_						
監査役	4名	23百万円	23百万円	_						
うち社外監査役	3名	7百万円	7百万円	_						
合 計	13名	116百万円	116百万円	_						
うち社外役員	8名	30百万円	30百万円	_						

- (注) 1. 取締役の支給額には、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬が含まれており、対象の3名に対し、執行役員分報酬51百万円、取締役報酬16百万円を支給しております。なお、3名の執行役員分報酬は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う当社業績への影響を考慮し、減額を実施しております。
 - 2. 当事業年度において、使用人兼務取締役はおりません。
 - 3. 当事業年度末現在の取締役は7名(うち社外取締役は4名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。
 - 4. 当事業年度に連動する役員賞与(業績連動報酬)は不支給と決定しております。

<上記報酬等に関する事項>

- ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
 - ・役員報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、取締役、監査役、社外役 員それぞれの世間水準及び役職によるバランス等を考慮して、監査役については監査役 の協議を、それ以外については取締役会の審議を経てこれを決定します。
 - ・取締役の個人別の報酬は、取締役会の決議により定められた役員報酬規程に基づき決定します。

②報酬の概要

・取締役(社外取締役を除く)の報酬は、固定報酬、賞与にて構成され、社外取締役及び 監査役(社内・社外とも)の報酬は固定報酬にて構成されています。固定報酬は月例で 支給し、賞与は毎年、当該事業年度終了後の一定の時期に支給しています。 なお、取締役の報酬には、取締役報酬、代表報酬、執行役員報酬が各役員の役職に応じ て含まれています。

③各報酬の支給割合

・取締役の報酬は(a)「固定報酬」、(b)「賞与」(業績連動報酬)にて構成されており、各報酬の支給割合は以下のとおりです。

仮に前連結会計年度と同水準の利益を達成し、かつ定性評価が最大の場合の目安(a): (b)=92%:8%

④賞与の算定方法

- ・賞与(業績連動報酬)は、連結会計年度毎の業績結果を反映したインセンティブの目的で設定しており、業績目標どおりに達成した場合に支給する額を100とすると、その達成度に応じて概ね $0\sim200$ 程度で変動します。
- ・業績評価指標は、「親会社株主に帰属する当期純損益」「各役員の担当事業本部の税引前 当期純損益」に加え各役員の役割・担当業務の中長期的な取組み状況等を中心とした定 性評価により決定します。
- ・業績評価指標に設定しております各利益指標は、企業活動の最終的な成果を示すものであり、成長に向けた投資や株主還元の原資となる重要な指標であることから、当社株主との利害の共通化を図るべく当該指標を採用しています。
- ・各取締役の賞与は、下記算式により算出しています。 賞与=役位別の基礎額×係数(業績評価係数+定性評価係数) 業績評価係数は、「親会社株主に帰属する当期純損益」「各役員の担当事業本部の税引前 当期純損益」の業績目標に対する達成度に、定性評価係数は各役員の担当業務の中長期 的な取組状況等の業績目標に対する達成度に応じて算出しています。 なお、当該連結会計年度を含む親会社株主に帰属する当期純損益の推移は、「1. 当社 グループの現況に関する事項(5)財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

⑤取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2017年6月16日であり、決議の内容は取締役の年間報酬総額を年額220百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内。なお、執行役員兼務取締役の執行役員分を含み、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。)とするものです。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は7名(うち、社外取締役は4名)です。また、監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2004年6月23日であり、決議の内容は監査役の年間報酬総額を50百万円以内とするものです。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

- ・固定報酬の支給額は、役員報酬規程に定めております。
- ・賞与算定における定性評価については、取締役会により委任された代表取締役社長 社 長執行役員 篠原昌司が決定する権限を有しております。この定性評価は、対象者それ ぞれの役割、担当業務の中長期的な取組み状況等を中心に社長執行役員が評価し、決定 する旨を役員報酬規程に定めています。各取締役の役割に応じた担当業務の取組み状況 等を評価し、定性評価を決定するには、取締役会における合議による審議・決定より も、業務執行を統括する社長執行役員による決定が適していると考えられるため、上記 の権限を委任したものであります。
- ・固定報酬支給額及び業績連動分を含めた賞与支給額は、役員報酬規程に基づいて社長執行役員が作成した原案を取締役会が審議した上で、社長執行役員が決定しており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、2021年2月26日開催の取締役会決議に基づき、同年6月16日付にて任意の報酬委員会を設置します。役員報酬に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保する

ことにより、取締役会の監督機能の強化、並びにコーポレートガバナンス体制の充実を図ってまいります。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役及び監査役の全員との間で、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当社と重要な兼職先との関係

【补外取締役】

	【イエフトリスが中	
氏	名	当社と重要な兼職先との関係
小 川	洋 一	・当社は、日本空港ビルデング株式会社との間に資本業務提携契約ならびに 空港店舗に係る賃貸借契約及び物品販売等の取引関係があります。 ・当社は、Air BIC株式会社との取引はありません。 ・当社は、株式会社日本空港ロジテムとの間に物品販売等の取引関係があり ます。
太田	茂	・当社は、りんかい日産建設株式会社との取引はありません。
斎 藤	祐二	・当社は、日本航空株式会社との間に物品販売その他業務受託等の取引関係があります。 ・当社は、株式会社JALエービーシーとの間に物品販売等の取引関係があります。
村 井	宏人	・当社は、双日株式会社との間に物品販売等の取引関係があります。 ・当社は、双日食料株式会社との間に物品販売等の取引関係があります。 ・当社は、Saigon Paper Corporationとの取引はありません。 ・当社は、ロイヤルホールディングス株式会社との取引はありません。

【补外監查役】

		1-1-7	ш. —	
氏 名		Ż	当社と重要な兼職先との関係	
後	藤	浩	之	・当社は、東京海上日動火災保険株式会社の損害保険代理店であります。 ・当社は、三菱鉱石輸送株式会社との取引はありません。 ・当社は、東京国際空港ターミナル株式会社との取引はありません。
鈴	木	省	1	・当社は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の損害保険代理店であります。

② 当事業年度における主な活動状況

【取締役会】

当事業年度におきましては、第59回定時株主総会の開催前までに2回、開催後に11回の取締役会を開催しました。各社外取締役は、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、それぞれが客観的な視点から活発に発言を行っております。

氏 名	取締役会への 出席回数	発言状況及び社外取締役が果たすことが期待され る役割に関して行った職務の概要
小 川 洋 一【社外取締役】	13回中13回	空港運営事業を行う複数企業での豊富な経験と幅 広い見識を活かし、経営全般に関わる適切な助 言・提言を行うとともに、当社リテール関連ビジ ネスを中心にマーケティング手法に関する的確な 指摘を行いました。
太 田 茂 【社外取締役】	13回中13回	検察官、弁護士、大学教授等法務分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、コンプライアンスに関する制度整備について的確な助言・指摘、サステナビリティ推進における幅広い情報提供等を行いました。
斎 藤 祐 二 【社外取締役】	13回中13回	航空会社における国内外全般の航空事業分野での 豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に関 わる適切な助言・提言を行うとともに、航空業界 全般の外部環境変化に関する見解を発信しました。
村 井 宏 人【社外取締役】	11回中11回	総合商社事業また経営者としての豊富な経験と幅 広い見識を活かし、経営全般に関わる適切な助 言・提言を行うとともに、事業投資判断における 客観的な視点での指摘を行いました。
後 藤 浩 之 【社外監査役】	13回中13回	取締役の業務執行の適正性を確保するため、助言・提言を行いました。
鈴 木 省 一 【社外監査役】	11回中11回	取締役の業務執行の適正性を確保するため、助言・提言を行いました。

【監査役会】

当事業年度におきましては、第59回定時株主総会の開催前までに2回、開催後に6回の 監査役会を開催しました。

後藤 浩之氏は8回中8回、鈴木 省一氏は6回中6回出席しました。各社外監査役は、 監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る報酬等の額		391	百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額		391	百万円

- (注) 1. 当事業年度に係る報酬等の額は、金融商品取引法上の監査に対する報酬等を含んでおります。
 - 2. 当社の重要な子会社のうち、JALUX AMERICAS, Inc.、JALUX SHANGHAI Co., Ltd.、JALUX ASIA Ltd.、JALUX ASIA SERVICE Ltd.、JALUX ASIA RECRUITMENT Ltd.、JRE DEVELOPMENT Co., Ltd.、AERO ASSET Co., Ltd.、B SKY Co., Ltd.、EEZ CONTINENTAL Co., Ltd.、JALUX SINGAPORE PTE. LTD.、J VALUE CO., LTD.及びJALUX AMZ DUTY FREE CO., LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
 - 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績の比較、会計監査の職務遂行状 況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の 報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、会計監査人が適正な 監査を遂行することが困難であると認められる場合には、監査役会での決議により、株主総 会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制に関する事項
 - ・取締役は、法令に定められた取締役の忠実義務及び監督義務に則って職務執行を行います。
 - ・取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画を決定 し、定期的に状況報告を受けます。
 - ・社外取締役を継続的に選任し、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
 - ・社長の諮問機関である「コンプライアンス委員会」を核として、グループ全体のコンプライアンスの推進・啓発に努めます。
 - ・「JALUXグループ行動指針」を策定し、グループ全体のコンプライアンス意識の徹底を図るための体制を整えます。
 - ・「社内相談・報告制度」を活用して、当社グループ役社員全体で公正で誠実な組織運営を 推進しています。
 - ・内部監査部門が、内部統制システムが有効に機能しているかの確認を行います。

(2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

- ・重要な会議の意思決定にかかる文書及び重要な決裁にかかる文書は、文書取扱規程に基づき保存・管理します。
- ・情報が記録されている媒体を問わず、管理責任者が内容の重要度に応じ情報を分類して利用者に取り扱いを指示し、情報のセキュリティの向上・維持及び情報の共有体制を整えます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- ・当社のリスクを管理するために「リスク管理基本規程」を制定するとともに、リスクが具体化し対応すべき危機が生じた場合に備え「危機管理規程」を設け、当社に生じる損失の最小化に向けた体制を講じます。
- ・当社のリスクを管理するにあたっては、リスクの特定、評価、及び対応策の構築など、適 正な管理体制を設けることにより、損失の危険の管理体制を維持します。
- ・当社に損失の危機が生じた場合に備え、BCP (事業継続計画)、防災対策、食品事故発生 時の対応など、当社としての危機管理対応計画を講じ、必要に応じ見直しの上、適切な管 理を行います。
- ・投融資活動については、専門的見地からのリスク分析と収益性を検討する「投融資審査会」により、案件ごとにリスク・リターンを分析・把握の上、所要の手続きをもって意思決定を行い、そのリスクを管理します。

- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制に関する事項
 - ・取締役の職務を取締役会規程で明確にし、職務権限規程、業務分掌規程に基づき職務を適 正に執行します。
 - ・組織、業務の簡素化に関する各種施策、及びITの適切な利用等を通じて業務の効率化を行います。
 - ・経営目標を効率的に達成できるよう、全社最適の組織編成を行うとともに、組織の指揮命令系統を明らかにし、目標の達成に必要な範囲で、各部の長及び管理職に権限を付し、適時報告を行う仕組みを講じます。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制に関する事項
 - ・子会社を管理する組織を定め、月次ごとに各子会社の業績や効率性を定量的に把握すると ともに、コンプライアンスや事業効率、リスク管理などの定性的な課題を把握・対応する ための連携体制を構築します。
 - ・子会社の経営は、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告及び重要案件の事前協議 を行います。
 - ・当社の内部監査部門が、子会社に対する監査を実施します。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役を補助すべき使用人については、監査役スタッフを置きます。
 - ・監査役スタッフは監査役の業務指示・命令を受け、その人事については、取締役と監査役 が協議し、合意の下に行います。
 - ・監査役スタッフが他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先して従事 します。
- (7) 当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人等が、当社監査役会または当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
 - ・監査役は、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、すべての稟議書の報告先に規定され、会社経営及び事業運営上の重要事項ならびに業務執行状況の報告を受けます。
 - ・当社の内部監査部門が実施した監査結果は、監査役にも供覧します。
 - ・「社内相談・報告制度」において、法令・定款違反その他の重要案件はすべて監査役に報告するとともに、相談者・報告者が相談・報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を整備します。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項
 - ・監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の請求があったときは、「監査 役監査規程」に従い、速やかに処理を行います。
- (9) その他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項
 - ・監査役会の要請あるいは必要に応じて会計監査人、取締役、使用人等から随時報告を行い ます。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社は、当事業年度において、取締役会を13回開催し、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が担当する業務執行状況の報告を行い、相互に監督を行いました。

また、社長の諮問機関である経営戦略会議を31回開催し、上記取締役会に付議すべき事項及び経営政策、戦略ならびに経営管理事項、その他経営に関する一切の重要な事項の報告、審議、ならびに討議をし、会社経営の円滑かつ迅速な遂行を図りました。

(2) コンプライアンスに関する取り組みの状況

コンプライアンス違反の未然防止及び事象発生時の対応について、その方針ならびに施策・対策に関する事項を審議ならびに討議し、社長執行役員による決裁に基づき、コンプライアンス経営の推進を目的としたコンプライアンス委員会を設置しており、8月、11月、1月、3月にそれぞれ開催しました。

当社は、取締役及び使用人が法令及び企業倫理を遵守した行動をとるための基準として「JALUXグループ行動指針」を定めており、当事業年度においても、当社及び子会社において社内セミナー及びコンプライアンスへの理解を深めるための取り組みを継続的に行いました。また、「社内相談・報告制度」に基づき外部及び内部に窓口を設置し、社内報や社内セミナー等を通じて、制度及び窓口の周知を図るとともに、当事業年度において寄せられた相談・報告を監査役に報告しています。

(3) 情報の保存及び管理に関する取り組みの状況

当社は、文書取扱規程及び文書保存規則に基づき、株主総会議事録及び取締役会議事録を 法定備置期限である10年を超えた永年保管としているほか、その他の重要な会議の意思決定 にかかる文書、議事録及び重要な決裁にかかる稟議書等の保存及び管理を行っており、当事 業年度においても周知・運用しています。 (4) 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

当社は、職務権限規程及び諸規程に基づき、個別事案毎のリスクの評価と対応策を講じるとともに、投融資案件については、当事業年度において投融資審査会を10回開催(10議案)し、リスク分析と収益性等の検討を行ったうえで意思決定を行いました。

また、大規模災害、食品事故等重大事故発生時に損失の低減と適切な対応を図ることを目的に、事業継続計画書及び危機管理、防災対策、食品事故防止、危機管理広報の各マニュアルを作成しており、当事業年度においても周知・運用をしています。

当事業年度は上記に加えて、新たに在庫の適正管理のための商品見越管理運用基準や、外国公務員等に対する利益の供与に関するルールを明確にすることを目的とした贈収賄防止規程の導入、社内相談・報告制度規程に基づく通報制度がより積極的に利用され社内のコンプライアンス違反を早期に把握することを目的とした社内リニエンシー(課徴金減免)制度の導入により、損失危険の管理徹底に取り組みました。

(5) 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

当社は、JALUX経営方針に基づいてグループ企業価値の向上を図るため、各子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い、子会社の業績及び活動状況の報告を受け、取締役会及び経営戦略会議に報告を行うとともに、事前協議事項について審議を行っており、当事業年度においては、内部監査部門が国内子会社3社の内部監査を実施しています。

(6) 監査役の監査の実効性を確保するための取り組みの状況

常勤監査役は、当事業年度において、取締役会、経営戦略会議、投融資審査会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。また、代表取締役との意見交換を随時行うとともに、会計監査人、監査役、内部監査部門による三様監査会議を4回開催し、情報の共有と連携を行いました。

また、上記に加え、常勤監査役は内部監査部門から定期的に内部監査報告を受けるほか、 子会社の往査を通じて適宜情報の提供を受けています。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な事項と認識したうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定的に配当を実施することを基本方針としております。

(注) 本事業報告に記載の金額、持株数、持株比率及び議決権比率は、表示単位未満の端数 を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

			(単位:千円)
科目	金 額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,788,286	流動負債	23,159,370
現金及び預金	8,466,348	支払手形及び買掛金	6,862,235
受取手形及び売掛金	10,902,123	短期借入金	3,049,764
たな卸資産	15,627,297	コマーシャル・ペーパー	6,997,817
未 収 入 金	3,018,935	未 払 法 人 税 等	106,075
その他の流動資産	2,783,191	未 払 費 用	2,949,903
貸 倒 引 当 金	△9,610	その他の流動負債	3,193,574
固 定 資 産	11,487,737	固 定 負 債	4,431,143
有 形 固 定 資 産	4,472,842	長期借入金	3,838,750
建物及び構築物	1,986,040	退職給付に係る負債	21,566
機械装置及び運搬具	1,161,622	操延税金負債	7,339
土 地	845,745	その他の固定負債	563,487
建設仮勘定	2,732	負債合計	27,590,513
その他の有形固定資産	476,700	(純資産の部)	22 020 005
無形固定資産	593,302	株 主 資 本	23,830,095
ソフトウェア	565,184	資 本 金 資 本 金	2,558,550
その他の無形固定資産	28,117	*	688,723
投資その他の資産	6,421,592		20,718,198
投資有価証券	2,714,608	自 己 株 式 その他の包括利益累計額	△135,376
長期貸付金	4,933	その他有価証券評価差額金	△364,629 15,629
長期差入保証金	2,233,883	操延ヘッジ損益	95,776
操延税金資産	1,108,770	│ 森 処 ハック 損 益 │ │ 為替換算調整勘定	△539,203
	220,290	一点 音 揆 昇 詞 笠 樹 足	△539,203 63,167
退職給付に係る資産	•	非支配株主持分	1,220,043
その他の投資	153,958	純 資 産 合 計	24,685,509
貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	△14,851 52,276,023	負債純資産合計	52,276,023
月 庄 口 山	34,410,023	只良忧县压口引	32,210,023

連結損益計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

		(2021年3月31日まじ)
		(単位:千円)
科目	金	額
売 上 高		80,346,673
売 上 原 価		67,828,173
売 上 総 利 益	£	12,518,500
販売費及び一般管理費		15,433,996
営 業 損 失	=	2,915,495
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,328	
受 取 配 当 金		
助 成 金 収 万		
その他の営業外収益	£ 56,555	1,114,586
営業外費用		
支 払 利 息		
持分法による投資損失		
支 払 手 数 * 為 替 差 指		
一		625,924
		2,426,833
特別利益		2, 120,033
投資有価証券売却益	<u>\$</u>	
その他の特別利益	_	163
特 別 損 失		
固定資産処分損	49,914	
固定資産減損損失		
店舗臨時休業による損失		
その他の特別損失		1,184,582
税金等調整前当期純損失		3,611,252
法人税、住民税及び事業税		
法 人 税 等 還 付 税 都 法 人 税 等 調 整 都		A 002 012
法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 損 失		<u>△882,913</u> 2,728,338
ヨ 期 税 19 ブ 非支配株主に帰属する当期純損失	_ I	2,720,336 361,987
親会社株主に帰属する当期純損人	I .	2,366,350
	∨	4,500,550

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

(単位:千円)

																		(単位・1円)
									株		主		資			本		
					資	本	金	資	本 剰	余 金	利益	剰余	金	自	己	株	冗	株主資本合計
当	期	首	残	高		2,558,	550		68	8,723	23	,717,1	13		$\triangle 1$	35,37	73	26,829,013
当	期	変	動	額														
剰	余	金	の配	当								632,5	664					△632,564
親当		株主 <i>l</i> 純	こ帰属す 損	する 失							△2	,366,3	350					△2,366,350
自	己,	株 式	の取	得												Δ	2	△2
			D項目のi 変動額(約															
連結	会計年	度中0	つ変動額で	合計			_			_	△2	,998,9	14			_	^2	△2,998,917
当	期	末	残	高		2,558,	550		68	8,723	20	,718,1	.98		△1	35,37	76	23,830,095

							その他	の包括利益	累計額		非支配株主	
					その他有価証繰延ヘッジ為替換算退職給付に係るその他の包括 券評価差額金損 益調整勘定調整累計額利益器調報合計							純資産合計
当	期	首	残		高	780	△10,630	△369,650	△111,618	△491,119	1,708,717	28,046,611
当	期	変	動	1	額							
乗	余	金	の「	配	当							△632,564
親当	見会社 ^注 台 期				る 失							△2,366,350
É	1 己 7	株式	, o	取	得							△2
	k主資本 計年度					14,849	106,407	△169,553	174,786	126,489	△488,673	△362,183
連紀	会計年	度中	の変動	額合	計	14,849	106,407	△169,553	174,786	126,489	△488,673	△3,361,101
当	期	末	残		高	15,629	95,776	△539,203	63,167	△364,629	1,220,043	24,685,509

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

			(単位:千円)
科目	金額	科目	金額
(資産の部)	24.020.054	(負債の部)	20.152.226
流動資産	34,020,854	流動負債	20,152,336
現金及び預金 受取手 形	4,725,565	」 当 金	5,756,186
対 サ ル 売 掛 金	176,656 10,336,254	短期借入金	2,551,872
商品及び製品	13,089,197	コマーシャル・ペーパー	6,997,817
販売用不動産	416,085	未払金	208,423
原材料及び貯蔵品	8,689	未払法人税等	15,212
前 渡 金	2,139,336	未 払 費 用	2,110,061
前 払 費 用	145,640	前 受 金	1,031,014
短 期 貸 付 金	172,685	預 り 金	1,469,275
未 収 入 金	2,440,190	その他の流動負債	12,472
その他の流動資産	413,194	固定負債	3,261,229
貸 倒 引 当 金	△42,643	長期借入金	2,800,000
固定資産	7,990,546	資産除去債務	74,639
有形固定資産	1,665,878	長期預り敷金	356,590
建 物 工具、器具及び備品	813,182 301,501	その他の固定負債	30,000
土 共、	549,052	自信合計	23,413,566
建設仮勘定	2,142	貝 頃 口 ロ	23,413,300
無形固定資産	447,842		10 405 652
ソフトウエア	422,637	'	18,485,652
その他の無形固定資産	25,205	資 本 金	2,558,550
投資その他の資産	5,876,824	資本剰余金	711,250
投 資 有 価 証 券	780,762	資本準備金	711,250
関係会社株式	2,973,345	利益剰余金	15,345,959
関係会社出資金	218,916	利 益 準 備 金	233,200
長期貸付金	2,920	その他利益剰余金	15,112,759
関係会社長期貸付金 長期差入保証金	64,185	別途積立金	5,820,000
長期差入保証金 前 払 年 金 費 用	1,547,385 129,244	繰越利益剰余金	9,292,759
長期前払費用	64,356	自 己 株 式	△130,106
破産更生債権等	12,993	評価・換算差額等	112,181
操延税金資産	95,682	その他有価証券評価差額金	16,404
その他の投資	1,882	繰延ヘッジ損益	95,776
貸 倒 引 当 金	△14,851	純資産合計	18,597,834
資 産 合 計	42,011,401	負債純資産合計	42,011,401

損益計算書

(単位:千円)

											(単位:十円)
		7	科			E				金	額
売			上			高					71,272,914
売		上		原		価					62,990,510
	売		上		総		利		益		8,282,403
販	売	費	及び	Ķ —	般	管	理	費			7,864,024
	営		1	業		利]		益		418,379
営	:	業	外	J	収	益					
	受	取	利	息	及	Q_{k}	配	当	金	332,690	
	そ	の	他	\mathcal{O}	営	業	外	収	益	29,769	362,460
営		業	外	_	費	用					
	支		-	厶		利]		息	65,245	
	支		払		手		数		料	22,166	
	為		1	替		差	Ė		損	18,657	
	そ	0)	他	の	営	業	外	費	用	5,818	111,888
ri da	経	H-1	í	常		利]		益		668,951
特	t.m	別		利	- Tart	益		.t.	14		
	投	資	有	価	証	券	売	却一	益	99	.=
ri da	関	係会	注社	貸	倒引		金	戻 入	額	16,912	17,011
特	-	別		損		失		47	tı	01.550	
	固	定		資	産	処		分	損	31,559	
	固	定		資	産	売		却	損	602	
	固	定	資	産			損	損	失	109,312	4-0 4-4
_	関	係	会	社	株	式	評	価	損	11,999	153,474
	兑 .	引	前	当			純	利	益		532,488
污		. ,,	住				V, I	事 業	税	67,000	4=0 :
12		人,	税		等	調	T.1	整	額	83,488	150,488
=	<u> </u>	j	钥		純		利		益		381,999

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位:千円)

					村	₹ ∄	Ė j	資 -	*		
						資本乗	前余金		利 益 秉	前 余 金	
					資 本 金		資本剰余金		その他利	益剰余金	利益剰余金
						資本準備金	合計	利益準備金	別 途 積 立 金	繰越利益剰 余金	合 計
当	期	首	残	高	2,558,550	711,250	711,250	233,200	5,820,000	9,543,324	15,596,524
当	期	変	動	額							
乗	余	金	の配	当						△632,564	△632,564
弄	新	純	利	益						381,999	381,999
É	己,	株式	の取	!得							
			外のエ 類(純								
当;	期変	動	額合	計	_	_	_	_	_	△250,564	△250,564
当	期	末	残	高	2,558,550	711,250	711,250	233,200	5,820,000	9,292,759	15,345,959

					株主資			資本		評価			
					自己	株式	株合	主資	本計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当	期	首	残	高	△13	30,104	18	,736,2	220	2,480	△10,630	△8,149	18,728,070
当	期	変	動	額									
剰	」余	金(の配	当			_	≤632,5	64				△632,564
当	期	純	利	益				381,9	99				381,999
自	己才	朱 式	の取	! 得		△2		4	△2				△2
			外のI 額(純							13,923	106,407	120,331	120,331
当其	期変	動	額合	計		△2		≥250 , 5	667	13,923	106,407	120,331	△130,236
当	期	末	残	高	△1:	30,106	18	,485,6	52	16,404	95,776	112,181	18,597,834

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 **JALUX** 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 大 介 即 指定有限責任社員 公認会計士 此 田 农 田 卿

業務執行社員公認会計士柴田叙男印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社JALUXの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 JALUX及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項につい て報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害 関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 **JALUX** 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 大 介 ⑩ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 柴 田 叙 男 ⑩業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社JALUXの2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な 虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対す る意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的 専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎と なる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検 討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項につい て報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告 謄本

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及 び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

株式会社 JALUX 監査役会

監査役(常勤) 葛 野 大 介 ® 社外監査役 後 藤 浩 之 ®

社外監査役 鈴木省 一 即

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員(7名)は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、改 めて取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番 号	氏名・生年月日		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	に 篠原 昌 司 1957年11月6日 再任	2006年4月 2009年4月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2014年4月 2016年4月 2019年4月	日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社 同社 エネルギー開発部長 同社 エネルギー・金属部門長補佐 兼 エネルギー・ 原子力本部長 同社 執行役員 エネルギー・金属部門長補佐 兼 エネルギー・原子力本部長 同社 執行役員 エネルギー・金属部門長補佐 兼 エネルギー本部長 同社 欧・阿・中東・ロシアNIS総支配人補佐(アフリカ担当) 同社 欧・阿・中東・ロシアNIS総支配人補佐(アフリカ・中東担当) 同社 常務執行役員 中東・アフリカ総支配人 当社 顧問 当社 代表取締役社長 社長執行役員(現任)	1,200株
	取締役候補者とした理	由:		

篠原 昌司氏は、2019年より当社代表取締役社長に就任し、総合商社の「企業経営」並びに「海外 ビジネス」の豊富な経験、「金融・経済」の幅広い見識を活かし、強いリーダーシップを発揮して おります。2020年以降は、当社グループの事業がコロナ危機の影響を受けている状況下において、 より安定した収益基盤を構築する好機と捉える意識改革や取組に強い影響力を与えております。引 き続き、当社グループがコロナ危機を乗り越え再び持続的に成長するために、取締役会の意思決定 や監督機能の実効性強化を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者番 号	氏名・生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数					
2	*** かわ *** *** 潔 九 川 潔 1961年10月8日 再任	1985年4月 日本航空株式会社 入社 2007年6月 同社 成田空港支店総務部長 2010年2月 同社 お客さま本部企画推進部長 2010年5月 同社 お客さま本部企画推進部長 兼 商品・サービス戦略部長 2010年12月 株式会社日本航空インターナショナル 執行役員 2011年4月 日本航空株式会社 執行役員 2014年6月 同社 執行役員 日本トランスオーシャン航空株式会社 代表取締役社長 長 2019年6月 当社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐(現任)	1,200株					
	取締役候補者とした理由: 丸川 潔氏は、2019年より当社代表取締役に就任し、航空会社における「人事・労務」分野の深い 見識と長年の豊富な「企業経営」経験を活かし、社長を補佐する立場としてのリーダーシップを発揮しております。2020年以降は、イノベーション推進管掌として、当社グループのビジネスを取り巻く環境変化にタイムリーに対応・進化していくイノベーション推進強化に強い影響力を与えております。引き続き、当社グループがコロナ危機を乗り越え再び持続的に成長するために、取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化を期待し、取締役候補者といたしました。							
3	立 石 修 1961年5月29日 再任	1984年4月 ティーディーエー商事株式会社 入社 2002年7月 株式会社ジェイエイエストレーディング (現 当社) 企画室長 2006年6月 当社 財務部長 2008年6月 当社 財務部長 兼 内部統制管理部長 2009年3月 当社 内部統制管理部長 2010年4月 当社 コンプライアンス部長 2016年4月 当社 執行役員 管理本部 副本部長 兼 コンプライアンス部長 2019年3月 当社 執行役員 管理本部長 2020年4月 当社 常務執行役員 管理本部長 2020年6月 当社 取締役 常務執行役員 管理本部長 (現任)	800株					
	取締役候補者とした理由: 立石 修氏は、2020年より当社取締役に就任し、「財務・会計」「法務・コンプライアンス」等の管理部門における長年の経験、当社執行役員としての豊富な「企業経営」経験を発揮しております。また、サステナビリティ推進管掌として、サステナビリティの視点を経営に組み込むべく当社及びグループ会社の意識改革にも邁進しております。引き続き、当社及び国内外子会社の管理部門体制強化や取締役会の意思決定、監督機能の実効性強化を期待し、取締役候補者といたしました。							

候補者番 号	氏名・生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数					
4	太 出 茂 大 田 茂 1949年4月10日 再 任	1977年4月 大阪地方検察庁検事任官 2004年1月 大阪地方検察庁次席検事 2007年1月 最高検察庁検事 2008年7月 大阪高等検察庁次席検事 2010年6月 京都地方検察庁検事正 2011年11月 弁護士登録(現在に至る) 2011年11月 虎ノ門総合法律事務所入所 2012年4月 早稲田大学大学院法務研究科(法科大学院)・法学部教授 2017年4月 日本大学危機管理学部教授 2017年6月 当社社外取締役(現任) 2018年6月 公益財団法人世界自然保護基金(WWF)ジャパン監事(現任) (重要な兼職の状況) りんかい日産建設株式会社社外取締役	0株					
4	社外取締役候補者とした理由: 太田 茂氏は、2017年より当社社外取締役に就任し、検察官、弁護士、大学教授等「法務・コンプライアンス」分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただいております。当社のコンプライアンスに関する制度整備について的確な助言や指摘、サステナビリティ推進における幅広い情報提供等当社への寄与は大きく、引き続き、当社とは独立した客観的な立場で経営に対する監督と的確な提言をいただく役割を期待し、社外取締役候補者といたしました。							
5	斎藤祐二 1964年9月26日 再任	1988年4月 日本航空株式会社 入社 2009年10月 同社 東京支店販売業務部長 2011年1月 同社 国際路線事業部長 2019年4月 同社 執行役員 経営管理本部長 2019年6月 当社 社外取締役(現任) 2021年4月 日本航空株式会社 常務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 日本航空株式会社 常務執行役員 株式会社JALエービーシー 社外取締役	0株					
	社外取締役候補者とした理由: 斎藤 祐二氏は、2019年より当社社外取締役に就任し、航空会社における国内外の航空事の「海外ビジネス」や「財務・会計」に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全る監督、チェック機能を果たしていただいております。特に航空業界全般の外部環境変化見解の発信等、当社への寄与は大きく、引き続き、客観的な立場で取締役会の意思決定やの実効性強化のために果たしていただく役割に期待し、社外取締役候補者といたしました							

候補者	氏名・生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 社						
番号			株式の数						
6	計 井 党 人 1967年2月27日 再 任	1989年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社 2010年4月 同社 機械部門自動車本部自動車第二部長 2012年5月 同社 経営企画部長 2015年4月 同社自動車本部副本部長 2016年4月 同社自動車本部長 2018年4月 同社執行役員自動車本部長 2020年4月 同社執行役員リテール・生活産業本部長(現リテール・コンシューマーサービス本部長)(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 双日株式会社執行役員リテール・コンシューマーサービス本部長 双日食料株式会社社外取締役 ロイヤルホールディングス株式会社社外取締役	0株						
	社外取締役候補者とした理由: 村井 宏人氏は、2020年より当社社外取締役に就任し、総合商社事業における「営業」や 営」に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に対する監督、チェック機能を いただいております。事業投資判断における客観的な視点での指摘等、当社への寄与は大き き続き、客観的な立場で取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化のために果たしていた 割に期待し、社外取締役候補者といたしました。								
7	た でき 上げ 敬 田 口 繁 敬 1956年2月4日 新 任	—· ·	0株						
	田口 繁敬氏は、航空会社や空港運営事業等を行う複数企業における「企業経営」に関する豊富な経験と深い見識を有しております。特に空港での付加価値創造や顧客サービス向上に貢献してまいりました。その経験や見識を当社の空港売店や免税店などのリテールビジネスに活かし、客観的な立場で取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化のために果たしていただく役割に期待し、社外取締役候補者といたしました。								

候補者番号	氏名・生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数					
8	四 方 ゆかり 1964年4月9日 新 任	1987年9月 日本GE株式会社 入社 1997年7月 ゼネラルエレクトリックキャピタルカーシステム株式 会社 人事総務部長 2001年2月 GE横河メディカルシステム株式会社 取締役人事部門 長 2003年1月 AIU保険会社 人事担当執行役員 2006年2月 マイクロソフト株式会社 執行役人事本部長 2011年10月 グラクソ・スミスクライン株式会社 人財担当取締役 2012年4月 経済同友会 幹事 2016年10月 人事顧問及び人事コンサルタント(現職)	200株					
	社外取締役候補者とした理由: 四方 ゆかり氏は、複数の外資系企業における人事部門の要職を歴任し、HR(人的資源)分野のおいて企業文化構築、組織変革、人材育成や諸制度改革のアドバイザーを行っており、「人事・発力、及び「企業経営」に関する豊富な経験と高い見識を有しております。同氏の人材戦略や人材育成の第一線で活躍をしてきた経験と見識を当社の経営に活かしていただくとともに、当社とは独立した客観的な立場で経営に対する監督と的確な提言をいただく役割に期待し、社外取締役が補者といたしました。							

- (注) 1. 太田 茂氏、斎藤 祐二氏、村井 宏人氏、田口 繁敬氏、四方 ゆかり氏の5氏は、社外取締役候補者であります。
 - 2. 取締役候補者との間で締結し、または締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
 - (1) 当社は、太田 茂氏、斎藤 祐二氏及び村井 宏人氏の3氏との間で、会社法第423条第1項に基づく損害 賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。3氏 が社外取締役に再任され就任した時は、当社は3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - (2) 田口 繁敬氏、四方 ゆかり氏の両氏が社外取締役に就任した時は、当社は両氏との間で会社法第423条第 1 項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第 1 項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
 - 3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
 - (1) 太田 茂氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の定めに基づく独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。同氏が社外取締役に再任され就任した時は、引き続き独立役員となる予定であります。
 - (2) 斎藤 祐二氏は、当社の特定関係事業者(会社法施行規則第2条第3項第19号に規定)である日本航空株式会社の業務執行者であります。
 - (3) 四方 ゆかり氏の戸籍上の氏名は、森 ゆかりであります。 四方 ゆかり氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の定めに基づく独立役員の要件及び 当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、同氏が社外取締役に就任した時は、独立役 員となる予定であります。
 - (4) 太田 茂氏、斎藤 祐二氏及び村井 宏人氏の3氏は、現在当社の社外取締役であり、就任してからの年数 は、本総会の終結の時をもって、太田 茂氏は4年、齋藤 祐二氏は2年、村井 宏人氏は1年であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役後藤 浩之氏は、本株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、改めて 監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者松田 誠太氏は後藤 浩之氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社の定款の定めにより、退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下のとおりであります。

氏名・生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
松 茁 誠 太 1963年5月12日 新任	1986年4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社 2010年7月 同社 福岡支店長 2013年6月 同社 本店営業第一部長 2016年4月 同社 理事 本店営業第一部長 2017年4月 同社 執行役員 企画営業開発部長 2019年4月 同社 常務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員 三菱鉱石輸送株式会社 社外取締役	0株

社外監査役候補者とした理由:

松田 誠太氏は、東京海上日動火災保険株式会社の多数の部署における「営業」「金融・経済」に関する豊富な経験と専門知識、「企業経営」経験を有しております。その経験や見識を活かし、当社から独立した客観的な立場で監査役としての役割を適切に遂行し、当社経営の公正な監査のために果たす役割に期待し、社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 松田 誠太氏は、社外監査役候補者であります。
 - 2. 監査役候補者との間で締結し、または締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

松田 誠太氏が社外監査役に就任した時は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

3. 松田 誠太氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の定めに基づく独立役員の要件及び当 社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合は、独立役 員となる予定であります。

松田 誠太氏は、東京海上日動火災保険株式会社の常務執行役員であり、当社は同社との間で損害保険代理店としての取引関係がありますが、同社との取引高は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2 名の選任をお願いしたいと存じます。当該補欠監査役候補者のうち、大槻 一夫氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、中野 明安氏は社外監査役の補欠の社外監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、以下のとおりであります。

		用有は、以下のこわりであります。						
候補者番 号	氏名・生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数					
	*** つき かず ** 大 槻 一 夫 1953年5月6日	1977年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社 2001年6月 日社 財務部プロジェクト金融室 室長 同社 新規事業開発グループ企画業務室中小企業ファンド準備チーム兼: AQUARIS FINANCE SECRETARY 1004年7月 日社 新規事業開発グループ企画業務室 室長 1007年4月 日社 産業情報グループ企画業務室 室長 101年1月 日社 IR部 部長	0株					
1		2010年6月株式会社メタルワン 執行役員2014年4月双日株式会社 生活産業部門企画業務室 担当顧問2014年6月当社 常勤監査役2018年6月当社 常勤監査役 退任2021年2月株式会社清光社 社外監査役 (現任)						
	補欠監査役候補者とした理由: 大槻 一夫氏は、2014年より4年間の当社常勤監査役在任中は総合商社における豊富な経験と幅広いを活かし、経営全般に対する監督、チェック機能を十分果たしていただいておりました。監査役に就た際には、監査役としての役割を適切に遂行し、当社の経営の公正な監査に期待し、補欠監査役候補いたしました。							
2	1991年4月 弁護士登録(現在に至る) 1991年4月 丸の内総合法律事務所入所 2005年1月 丸の内総合法律事務所 パートナー弁護士(現任) 2010年1月 当社 社外監査役 (重要な兼職の状況) 1963年8月9日							
	補欠社外監査役候補者とした理由: 中野 明安氏は、2010年には当社社外監査役就任経験もあり、弁護士としての専門的知見と企業法務する豊富な経験を発揮していただいておりました。社外監査役に就任した際には、当社とは独立した的な立場で社外監査役としての役割を適切に遂行し、当社の経営の公正な監査に期待し、補欠社外監候補者といたしました。							

- (注) 1. 中野 明安氏は、補欠社外監査役候補者であります。
 - 2. 大槻 一夫氏及び中野 明安氏の両氏は、2020年6月16日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任されております。
 - 3. 補欠監査役候補者との間で締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。 大槻 一夫氏が監査役に就任した時は、同氏との間で、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会 社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。また、中野 明安氏が社外監査役に就任した時は、同氏との間で、会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任を会社 法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
 - 4. 補欠社外監査役候補者中野 明安氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2の定めに基づく 独立役員の要件及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、同氏が社外監査役に就 任した場合には、独立役員となる予定であります。中野 明安氏は、丸の内総合法律事務所のパートナー 弁護士であり、当社は同事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、同事務所に対する顧問料その他 の支払報酬の額は僅少であり、同氏は独立性を有すると判断しております。

第1号議案から第3号議案に共通の参考事項

役員等賠償責任保険契約について

当社は、当社役員が期待される役割を十分に発揮することができるようにするとともに優秀な人材確保のため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2022年2月15日に更新予定となっております。第1号議案でお諮りする取締役の各氏のうち再任予定の候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、取締役または監査役就任後被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

- (1) 被保険者の実質的な保険料負担割合 保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。
- (2) 填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2017年6月16日開催の第56回定時株主総会において「年額220百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)」と決議いただいておりますが、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として、社外取締役を増員することをふまえ、報酬総額は現行どおりとした上で、社外取締役分の年額のみ改定することとし、取締役の報酬額を「年額220百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)」とさせていただきたいと存じます。なお取締役の報酬額には、従来どおり執行役員兼務取締役の執行役員分報酬を含み、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれないものといたしたいと存じます。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告24頁に記載のとおりであり、その内容は、本議案をご承認いただいた場合の決定方針としても引き続き相当であると考えられることから、本議案のご承認により当該方針を変更することは予定しておりません。本議案は、世間水準及び役職によるバランス等を考慮し、取締役会の決議により定められた役員報酬規程に基づいて報酬額を改定するものであり、上記方針に沿うものです。そのため、本議案の内容は相当であるとものと考えております。

現在の取締役は7名(うち社外取締役4名)でありますが、第1号議案が原案どおり 承認可決されますと、取締役は8名(うち社外取締役5名)となります。

参考

社外役員の独立性判断基準

当社の定めた「社外役員の独立性判断基準」は、以下のとおりです。

次に掲げる属性のいずれにも該当しない者が当社からの独立性を有していると判断しております。

- (1) 過去10事業年度以内に、当社及び当社の連結子会社(以下「当社グループ」)の業務執行者*1であった者
- (2) 過去3事業年度以内に、以下に該当していた者
 - ①当社の大株主(直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を有する者)またはその業務執行者
 - ②当社グループの取引先で、直近事業年度末の取引額が当社の年間連結売上高2%を超える 取引先またはその業務執行者
 - ③当社グループを取引先とする者で、直近事業年度末の取引額がその者の年間連結売上高2%を超える者またはその業務執行者
 - ④当社グループの借入先で、直近事業年度末の借入額が当社の年間連結総資産2%を超える借入先またはその業務執行者
 - ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
 - ⑥当社グループより役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える報酬を 得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント
 - ⑦当社グループより過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付を受けている者
 - ⑧社外役員(監査役を含む)の相互就任関係*2となる他の会社の業務執行者
- (3) 上記(1) 及び(2) に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - *1「業務執行者」は、業務執行取締役及び執行役、ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。
 - *2 会社の当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員を兼任し、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

ご参考

取締役・監査役の役割及び経験一覧(スキルマトリックス)

	IT A	東証	株主総会後の地位	指名	報酬	スキル・経験						
	氏名	独立届出	及び主な担当 (予定)	委員会 (予定)	委員会 (予定)	企業経営	営業・マーケ ティング	海外勤務・ 海外ビジネス	金融・経済	財務・会計	法務・コンプ ライアンス	人事・労務
	篠原 昌司		代表取締役社長 社長執行役員	0	0	0	0	0	0			
	丸川 潔		代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 イノベーション推進管 掌	0	0	0	0	0				0
取締役	立石 修		取締役常務執行役員 サステナビリティ推進 管掌			0			0	0	0	
	太田 茂	○筆頭	社外取締役	◎委員長	0			0			0	
	斎藤 祐二		社外取締役			0	0	0		0		
	村井 宏人		社外取締役			0	0	0				
	田口 繁敬		社外取締役			0	0					0
	四方 ゆかり	0	社外取締役	0	◎委員長	0		0				0
監	葛野 大介		常勤監査役			0	0	0				
査	鈴木 省一	0	社外監査役		0	0	0		0			
1又	松田 誠太	0	社外監査役	0		0	0		0			

[※]指名委員会及び報酬委員会については、6月16日開催予定の定時株主総会後に開催される取締役会にて、委員長及び委員を選定し設置予定

ご参考

指名委員会及び報酬委員会について

(1) 設置の目的

取締役、監査役及び執行役員の指名・報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を高めることにより、取締役会の監督機能の強化、コーポレートガバナンス体制の充実を図るため、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置。

(2) 各委員会の役割

取締役会から諮問を受けた次に掲げる事項等の審議、取締役会への答申を行う。

- ① 指名委員会
- ・ 取締役、監査役及び執行役員の選任及び解任に関する事項
- ・ 代表取締役、役付取締役、役付執行役員の選定及び解職に関する事項
- ・ その他、上記内容に関連する重要事項で、取締役会から諮問された事項
- ② 報酬委員会
- ・ 取締役、監査役及び執行役員の報酬等についての方針に関する事項
- ・ 取締役及び執行役員の個人別の報酬等に関する事項
- ・ その他、上記内容に関連する重要事項で、取締役会から諮問された事項

(3) 各委員会の構成

- ① 取締役会が選定した取締役、または取締役と社外監査役で構成する
- ② 各委員会は3名以上とする
- ③ 各委員会の半数以上は、独立役員の要件を満たした取締役と監査役とし、委員長は取締役会が選定する独立社外取締役とする

(4) 設置日

6月16日開催予定の定時株主総会後に開催される取締役会にて、委員長及び委員を選定し設置予定。

以上

株主総会会場ご案内図(略図)



会 場 品川シーズンテラス アネックス棟3階 シーズンテラスホール 東京都港区港南一丁目2番70号

会場最寄駅 JR品川駅 港南口(東口)より徒歩9分 京浜急行電鉄品川駅 高輪口より約12分

- (お願い) ※<u>昨今の新型コロナウイルス蔓延の状況を踏まえ、本招集通知2頁に記載</u>いたしましたとおりご来場を見合わせることをご検討ください。
 - ※本総会ご出席の株主様へのお土産は廃止とさせていただきました。
 - ※<u>当日ご来場される場合も、大変恐縮ですがお車でのご来場は、ご遠慮</u> いただくようお願い申し上げます。

